

愛知・名古屋 2026 大会クリーンベニュー基本計画 策定業務委託仕様書

1 業務名

愛知・名古屋 2026 大会クリーンベニュー基本計画策定業務委託

2 事業趣旨

アジア競技大会及びアジアパラ競技大会（以下「愛知・名古屋 2026 大会」という。）の大会期間中の各競技会場において、大会パートナー以外の企業（以下「非パートナー」という。）による広告等の行為や企業名・商品名の表示を制限することで、大会パートナーの権利保護を図る。

3 業務目的

愛知・名古屋 2026 大会期間中、各競技会場において、非パートナーが広告等を実施し、企業名・商品名を露出させることは、大会パートナーの権利を侵害することになる。

そのため、これらの非パートナーが実施する広告や表示物にはマスキングを実施するほか、大会ルック（今後制作予定）等の制作物で覆うといった措置が必要となるため、これらを実施したうえで競技会場を提供することを「クリーンベニュー」と呼んでいる。

本業務は、愛知・名古屋 2026 大会の各競技会場でクリーンベニューを実施するため、非パートナーによる既設の広告看板、PR ツール（掲出物・設置物）の設置や、施設・設備等に非パートナーの企業名・商品名が表示されていないか調査をするとともに、大会開催に向けてマスキング等を実施するのに必要な工事・施工の方法、工程、概算費用等について取りまとめ、『クリーンベニュー基本計画』を策定するものである。

なお、新たに整備若しくは改装工事中の競技会場や、現時点では競技エリアが未整備の会場も多いため、本業務は 2026 年まで継続して段階的に実施する。

4 業務内容

受託者は、「3 業務目的」を踏まえ、別表の競技会場を対象に次の業務を実施すること。

(1) クリーンベニューに関する状況調査

① 広告看板・PR ツールの設置状況調査

- ・非パートナーが各競技会場に設置している既設の広告看板や PR ツールの設置状況を調査すること。
- ・広告看板の調査にあたっては、看板素材等の仕様、高所作業の必要性、作業時の加重等について確認すること。
- ・PR ツールの調査にあたっては、移設・撤去やマスキング対応の可否等について確認すること。

② 施設・設備等の非パートナー表示状況調査

- ・各競技会場の施設・設備等における非パートナー表示の状況について調査すること。
- ・調査の実施にあたっては、競技会場内の諸室やエントランス、屋外等に常設されている施設・設備等（空調、放送機器、エレベーター・エスカレーター、家電、スイッチ、コンセント、椅子・机、什器等）の非パートナー表示について確認すること。
- ・各競技会場における付帯施設（食堂レストラン、売店、ジム、自動販売機等）についても調査の対象となるほか、施設におけるネーミングライツの取り扱いについても調査の対象となること。

③会場周辺のモニタリング調査

- ・競技会場におけるセキュアペリメータの範囲やラストマイルの考え方については、現時点で OCA・APC と合意がなされておらず、クリーンベニューを実施すべき範囲は明確になっていないが、競技会場外もクリーンベニューの対象となる可能性も視野に、競技会場周辺と観客来場動線上における非パートナーによる既存表示物の状況についてモニタリング調査を実施すること。

(2) 工事・施工に関する計画の策定

- ・(1)の調査を元に、各競技会場のクリーンベニューにおける課題を整理するとともに、その状況に応じたクリーンベニューの実施レベル、工事・施工の方法や工程について検討を実施し、基本計画を策定すること。
- ・工事・施工の方法の検討にあたっては、移設・撤去の可否やマスキング対応の必要性のほか、高所作業にともなう足場や重機使用の有無、作業のしやすさに配慮した仕様や部材の設定、工期短縮等に配慮した検討を行うこと。
- ・計画の策定にあたっては、工事・施工にあたって必要となる許可申請や届出等の手続きについても検討し、工程に折り込んで計画を策定すること。

(3) 工事・施工に関する概算費用の算定

- ・(1)(2)の結果を元に、工事・施工に係る準備・設営・撤去の実施にあたって必要な工事期間、人員、費用等を積算し、競技会場別に工事概算費用を積算すること。

【業務に係る留意事項】

- ・別表の競技会場を対象に業務を実施するが、その他の競技会場についても、効率的に業務を推進する観点から同日での調査が可能な場合など、費用の範囲内で会場を追加する点に留意すること。
- ・業務に際しては、組織委員会から提供する競技会場別ブロックプランをもとに業務を実施すること。なお、ブロックプランやこれに関連した工事計画については、随時更新されることになるため、各ベニューや営業保証の担当者と連携を密にして業務を進めること。
- ・クリーンベニューは、表示物を単にマスキングするだけでなく、大会ルック等と連動して効果的な TV 放映を実現することが目的の1つとなっていることから、同種の国際スポーツ大会における業務経験や専門的知見に基づき、OCA・APC、国際放送メディア、IF・AF 等との調整や折衝が必要となること。
- ・各競技会場においては、クリーンベニューにとどまらず、大会ビジュアルアイデンティティ（大会ルック、大会エンブレム、大会スローガン等）*を設置・掲出する必要がある点に留意して調査を実施し、基本計画を策定すること。

*ビジュアルアイデンティティとは…

大会のブランド価値やコンセプトを目に見える形で表現し、視覚を通して訴えかけるものとしたデザインの要素全般。「コアグラフィックス」を始め、エンブレムやマスコット、大会ルック、サイネージなどが有機的に作用し、観客、視聴者、選手、大会関係者、大会スポンサーといったあらゆるステークホルダーに対して、大会の特別感を視覚的に印象づけることが可能とするもの。

- ・各競技会場の競技エリアには、大会パートナー名を表示するためのA型看板や壁面装飾の設置・掲出が必要となる点に留意して、その設置・掲出スペースについても調査を実施し、基本計画を策定すること（具体的な掲出方法やそのサイズ等の詳細につい

ては、組織委員会から別途提示)。

- ・ 工事・施工の方法は、各競技会場の特性（室内外、高所作業等）や大会期間中の天候（高温多湿、台風、暴風雨等）、大会終了後の原状復帰方法等を踏まえ、耐久性が高く、破損を始めとした緊急時に早期に対応可能かつ効率的に作業が可能な仕様となるように努め、低コスト・省力化を図ること。
- ・ 業務に際しては、組織委員会の担当部署（マーケティング課、競技会場第一課・第二課、会場整備課等）との連携を図り、実状に即した工事計画の実現を目指すこと。
- ・ 各競技会場別の調査報告書、工事・施工計画及び概算費用を、組織委員会が別途定める日程（各競技会場の調査終了後、2週間以内を想定）までに逐次提出すること（各資料は、日・英2か国語で提出）。
- ・ 組織委員会やOCA・APCによる各種会議において提出・報告をするため、本業務の調査結果や進捗に関する報告資料を、必要に応じて適宜作成し、提出をすること（具体的な日程や報告書式は組織委員会から別途指示。日・英2か国語で提出）。

5 業務の実施体制

(1) 実施体制

- ・ 受託者は、統括責任者を筆頭に、国際スポーツ大会での実績や専門的知見を最大限発揮できるような適正に人員を配置し、本業務を遂行するにあたり必要な体制を構築すること。なお、受託者は、本業務の実施にあたって、組織委員会内の調整のほか、関係者（開催都市、OCA・APC、国際放送メディア、大会スポンサー等）との協議にも参加し、責任をもって業務を推進することが可能な体制を構築する必要がある点に留意すること。
- ・ 組織委員会との連絡・調整を速やかに行うことができるよう、業務担当者のうち少なくとも1名以上を常駐で愛知県内に配置すること。

(2) 組織委員会（マーケティング課ブランド・チケッティングG）への人的支援

- ・ 組織委員会と連携して円滑に業務を推進するため、本業務の費用の中で、下表の専門性のある人材1名を、組織委員会に出向させること（出向に際しては、組織委員会と協議した上で、対象者を決定すること）。

なお、組織委員会内における常勤・非常勤は問わないが、組織委員会の職員として、関係者と直接、協議・調整が可能な者であること。

【人的支援に係る対象者】

項目	人数	出向の時期 (予定)	実施業務・必要な能力
プロデューサー (プロジェクト マネージャー)	1人	契約締結 直後 (組織委員 会協議後)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「クリーンベニュー基本計画」の策定に関するプロデュース及び業務マネジメントを行うこと。 ・ 業務に関する組織委員会内における調整及びそれに伴う資料作成を行うこと。 ・ 業務に関するOCA・APC等との協議及びそれに伴う資料作成を行うこと。 ・ 別途定める『ビジュアルアイデンティティ基本計画』を踏まえた愛知・名古屋2026大会における各種制作物の基本計画に沿った、調査、工事計画の立案を行うこと。 ・ 国際スポーツ大会等の大規模イベントにおけるブランド管理に関する業務の経験があることが望ましい。 ・ 英語ができることが望ましい。

6 業務の実施期間

契約締結の日から 2024 年 9 月 30 日(月)まで

7 実施報告書の提出

「4 業務内容」に掲げる業務終了後、業務全体に係る実施報告書を提出すること。
なお、受託者は提出に際し、組織委員会に対して成果物に関する説明を行うこと。

(1) 提出方法

- ・紙媒体（表紙A4サイズ）5部
- ・電子データ（実施報告書のほか、「4 業務内容」で制作した成果物をまとめたもの）
なお、データの提出形式は、組織委員会と受託者で協議のうえ提出をすること。

(2) 納期

2024 年 9 月 30 日（月）

(3) 納品場所

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会マーケティング課
（愛知県名古屋市中区三の丸三丁目2番1号 愛知県東大手庁舎4階）

8 留意事項

(1) 業務の進め方及び進捗状況の報告等

- ① 受託者は、業務開始に合わせて必ず組織委員会と打合せを実施することとし、その後も個別業務の実施に合わせて適宜打合せの場を設け、組織委員会の承認を得てから業務を実施すること。
- ② 業務開始に際して、速やかに業務工程や実施体制等を示した業務計画書を提出すること。また、随時、TODOの管理をするなどその進捗について共有を図ること。
- ③ 本業務の実施に際し、組織委員会その他の関係者と打合せを実施した際は、必ず議事録を作成し、速やかに共有を図ること。
- ④ 受託者は、本業務の目的を十分理解し、愛知・名古屋2026大会の大会ブランド価値を高め、国際競技大会にふさわしい水準において業務を推進すること。
- ⑤ 受託者は、本業務の遂行にあたって、法令・条例等のほか、開催都市契約、憲章、その他大会関係者から示されるガイドライン等を遵守すること。
- ⑥ スポーツ庁の「大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方検討プロジェクトチーム」が策定した『大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方に関する指針』を参照の上、受託者として透明性・公正性（利益相反取引や報告義務など）に留意し、業務を行うこと。
- ⑦ 受託者は、本業務の遂行にあたって、組織委員会において既に決定している事項や、今後決定される事項、その他組織委員会から必要に応じて示される事項等を踏まえて、成果物の策定・制作及び必要なスケジュールの調整を行うものとする。
- ⑧ 受託者は、本業務の実施に当たって疑義が生じた場合、組織委員会の指示を仰ぎ、その指示に従うものとする。
- ⑨ 受託者は、組織委員会からの依頼があった場合は、本業務に係る説明等を補助するため、組織委員会その他の主催する会議等に参加し、説明を行うものとする。

(2) 資料の貸与等

- ① 組織委員会は、業務に必要な資料を受託者に貸与する。
- ② 組織委員会は、受託者が本業務を履行するにあたり、業務に必要とされる知識を

付与し、受託者の求めに応じて必要な事項を説明しなければならない。また、受託者は、組織委員会から依頼があった場合は、組織委員会の指定する職員に対し委託業務を履行するために必要な知識の付与を行わなければならない。

- ③ 受託者は、貸与された資料を管理し、その使用を終えたときは速やかにこれを組織委員会に返却しなければならない。

(3) 権利処理

- ① 愛知・名古屋2026大会に関する全ての権利は大会主催者であるOCA及びAPC並びに組織委員会に帰属しており、受託者は、本業務の遂行にあたりその権利を侵害してはならない。
- ② 本業務で制作する成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含み、これに限らない。）は、組織委員会に譲渡されるものとし、その対価は委託金額に含まれるものとする。
- ③ 受託者は、組織委員会及び組織委員会が指定する第三者に対して、本業務で作成する成果物に関する著作者人格権（公表権、同一性保持権、氏名表示権）を一切行使せず、また第三者がかかるとする権利を行使しないよう受託者の責任と負担の下で権利処理を行うものとする。
- ④ 本業務の成果物に使用される文芸、美術等一切の著作権、第三者の肖像権、プライバシー権その他一切の権利及びカメラマン、デザイナー、アートディレクター、コピーライターその他本業務に関与する全ての者に関する権利の処理は、全て受託者の責任と負担で行い、本業務の成果物の著作権が何ら問題を生ずることなく完全な状態で組織委員会に帰属するよう措置するものとする。
- ⑤ 委託期間に関わらず、今後、本業務のために制作されたイラスト、デザイン、撮影された写真等の素材データの行使に関するあらゆる二次使用料については、委託金額に含まれるものとする。
- ⑥ 組織委員会は、成果物の内容を受託者の許可なく自由に公表することができる。
- ⑦ 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、組織委員会が利用目的実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意するものとする。
- ⑧ 関係者その他第三者から異議、苦情の申立、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用も含め、受託者の責任と負担においてこれを処理するものとする。

(4) その他

- ① 仕様書に定めのない事項については、受託者と組織委員会で協議を行うものとする。
- ② 組織委員会が、本業務を履行するために必要であり、かつやむを得ないと認めるときは、受託者と協議の上、契約内容及び仕様書の内容を変更することができる。この変更によって、業務の一部が削除された場合、組織委員会は契約金額を変更することができる。

対象となる競技会場

会場所在地	施設名	(参考) 競技・種目
東京都	東京アクアティクスセンター	水泳(競泳・飛込)
静岡県	古橋廣之進記念浜松市総合水泳場	水泳(アーティスティックスイミング)
名古屋市	名古屋市総合体育館 (レインボープール)	水泳(水球)
刈谷市	ウイングアリーナ刈谷	バスケットボール(5×5)
東京都	JRA 馬事公苑	馬術
豊田市	豊田スタジアム	サッカー
袋井市	小笠山総合運動公園エコパスタジアム	//
京都府	京都府立京都スタジアム	//
大阪府	長居陸上競技場	//
兵庫県	ユニバー記念競技場	//
名古屋市	名古屋市港サッカー場	//
刈谷市	ウェーブスタジアム刈谷	//
岐阜県	長良川競技場	//
名古屋市	名古屋市総合体育館 (レインボーホール)	体操 (体操・新体操・トランポリン)

※やむを得ない理由により、調査の対象となる会場は変更となる可能性がある。